

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案（概要）

令和元年6月14日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課

1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第59条第3項においては、事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるもの（以下「対象業務」という。）に労働者を就かせるときは、対象業務に関する安全又は衛生のための特別の教育（以下「特別教育」という。）を行わなければならないこととしている。
また、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第36条において対象業務を具体的に定めている。
- 対地電圧が50ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車（以下「電気自動車等」という。）の整備の業務は低圧の電気取扱業務に含まれることから、事業者は、電気自動車等の整備の業務に労働者を就かせるときは、法第59条第3項の規定に基づき、特別教育を実施することが義務付けられている。
- 今般、電気自動車等の整備の業務に係る作業の実態を踏まえた上で、電気による労働災害を防止する観点から、当該業務に従事しようとする労働者に必要な知識及び技能を習得させるための特別教育を規定する。

2. 改正の内容

特別教育の対象業務に、電気自動車等の整備の業務を規定する。

3. 根拠法令

法第59条第3項及び第113条

4. 公布日等

公布日：令和元年7月中旬（予定）

施行期日：令和元年10月1日（予定）